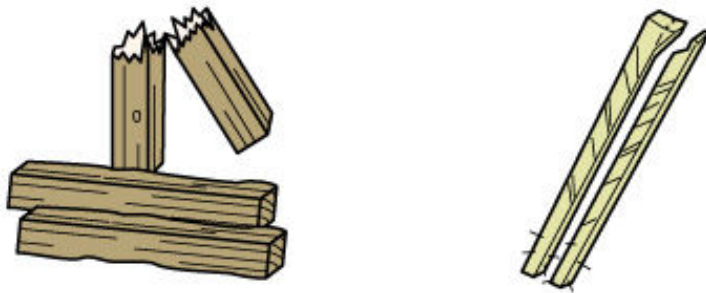


## 木くずの出し方について

木くずは、「生ごみ処理施設」で水分調整剤（おがくず）として使われているので合板など加工された木くずや塗装された木くず、釘などのついた木くず以外のものが対象となります。

**木くず・・・割りばし、竹ぐしなど長さ30cm以下で径が20cm以下のものです。**

**（中に入れたものが見える袋に入れて出してください。）**



※次の木くずは不燃系埋立ごみで出してください。

○合板など加工された木くず（例：コンパネなど）

○塗装された木くず

○釘のついた木くず

（長さが30cm以上ある場合は粗大ごみで出してください。）

※木くずとして回収できない理由

合板・塗装・・・接着剤や塗料が生ごみ処理で使われている「アースラブ菌」に影響があるため木くずとして回収できません。

釘など・・・おがくずにする時に釘などが付いていると機械が壊れるので木くずとして回収できません。

今後も、ごみの分別についてご理解ご協力をお願いいたします。

裏面もご覧ください

## ごみ排出日の確認をしましょう(お願い)

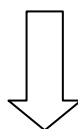
日頃より、市民の皆様には、ごみ分別にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

一部の資源ごみ（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ・紙製容器・発泡スチロール・白色トレイ）については、月2回収集することになっていますが、収集する月によっては隔週での収集とならない場合があります。

排出する際には、「ごみ分別排出・収集体制カレンダー」を確認していただき、指定された日に排出していただくようお願いいたします。

「ごみ分別排出・収集体制カレンダー」は、留萌市役所（環境保全課）で配布しております。ご不明な点があれば、留萌市役所（環境保全課）にご連絡ください。

排出の時には「ごみ分別排出・収集体制カレンダー」で収集日の確認をしましょう。



4月分から9月分

平成30年度

# ごみ分別排出・収集体制 カレンダー

【 月・水・木収集地区 】

〇〇町

■ 留萌市都市環境部環境保全課廃棄物対策係 電話 42-1806 ■

【問合せ先】 環境保全課廃棄物対策係 電話42-1806